

自転車事故によるケガや損害賠償に備える

自転車保険のご案内

傷害補償(MS&AD型)特約・自転車搭乗中等のみ補償特約セット団体総合生活補償保険

この制度にご加入いただくことで自転車保険の加入義務を果たすことになります

保険期間(ご契約期間)：2023年8月1日(火)午後4時～2024年8月1日(木)午後4時まで

WEB新規受付

2023年6月30日(金)まで

口座振替用紙提出

2023年7月20日(木)全子連必着

※WEB申込みされた方に口座振替依頼書の案内をいたします。

口座振替日

2023年10月27日(金)

現在加入中の皆さまには、2023年6月頃に継続用のご案内を、ご加入者宛にお送りします。
同条件で継続する場合は手続き不要となります(自動継続)。詳しくは6月頃にお送りのご案内書をご覧ください。



WEBで簡単にご加入できます。PCまたはスマートフォンでお手続きください。

自転車搭乗中等のみ補償特約・日常生活賠償特約セット

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入院・通院)

本人型(タイプA)

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額(免責金額0円)	年間掛金(一時払)
本人	300万円	5,000円	2,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	3,470円

家族型(タイプC)

被保険者	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額	傷害通院保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償保険金額(免責金額0円)	年間掛金(一時払)
本人 配偶者 親族	300万円	5,000円	2,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	5,810円

※上記保険料は団体割引5%(被保険者ご本人数20名以上500名未満)で算出しています。

※上記の掛金には損害保険料の他、制度運営費400円を含んでおります。

※(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

WEB申込時に「加入者(保険料負担者)」と「被保険者(補償対象者)」をご入力いただきます。

【加入者】18才以上の安全共済会加入者ご本人(18才未満の場合は安全共済会加入者の親)です。

【被保険者】本人型(タイプA) ①安全共済会加入者ご本人 ②安全共済会加入者の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹
③安全共済会加入者ご本人と同居している親族

家族型(タイプC) 上記①、②からお選びいただいた方を被保険者本人(注)とするご家族*

(注)家族型(タイプC)の被保険者本人はお子さまでは無く、世帯主等からお選びください。

*家族とは、本人および本人の配偶者、親族(本人またはその配偶者の同居の親族※1・別居の未婚※2の子)をいいます。

日常生活賠償の被保険者の範囲はタイプA・Cとも家族型(タイプC)と同じです。

日常生活賠償補償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族※1を被保険者とします。※1親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。※2未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます

— お申込みは PC または スマートフォンでお手続きください —

PCはこちらから

全子連HP (<https://www.kodomo-kai.or.jp>)
自転車保険の申込画面へお進みいただきお手続きください。

スマートフォンはこちらから



団体コード(5ケタ)：PL5E1 を入力してログイン後、手続きください。

※申込手続画面は2023年2月開設となりますのでそれ以降にお手続きください。

(注)QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

自転車事故が高額賠償となるケースが発生しています

事故防止の努力とともに、万が一の事故への備えがますます重要になってきました。

■ 自転車事故の高額賠償事例

ケース 1 判決認容額
9,521 万円

【事故の概要】

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）

ケース 2 判決認容額
5,438 万円

【事故の概要】

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55才）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。（東京地方裁判所 平成19年4月11日判決）

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。出典：一般社団法人日本損害保険協会HP「自転車事故と保険」より抜粋

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は公益社団法人全国子ども会連合会を保険契約者とし、安全共済会加入者ご本人（18才未満の場合は安全共済会加入者の親）を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（公益社団法人全国子ども会連合会）に交付されます。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。また、加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、前年度と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

団体保険契約者

公益社団法人全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 TEL：03-5319-1741 FAX：03-5319-1744

取扱代理店

株式会社 保険代行者

〒141-0031
東京都品川区西五反田3丁目7-14 三信ビル9階
TEL:03-6631-4366 FAX:03-6631-4367

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部営業課

〒108-8250 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

— 事故が起こった場合は —

遅滞なく下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。